

令和7年度 大田区 特定子ども・子育て支援施設等の 指導検査 保育内容編

大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

保育内容編の項目

はじめに

保育の実施に関して留意すべき事項
令和7年度重点項目

1 保育内容

- (1) 保育の内容
- (2) 保育従事者の保育姿勢等
- (3) 保護者との連携等

2 給食

- (1) 衛生管理の状況
- (2) 食事内容等の状況

3 健康管理・安全確保

- (1) 乳幼児の健康状態の観察
- (2) 乳幼児の発達チェック
- (3) 乳幼児の健康診断
- (4) 職員の健康診断
- (5) 医療品等の整備
- (6) 感染症への対応
- (7) 乳幼児突然死症候群の注意
- (8) 安全確保

4 備える帳簿

児童福祉法第39条

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。
- 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる配慮事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

令和7年度の重点項目

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。
- (ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (エ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止対策に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

重点項目

児童一人一人に応じた適切な保育の実施

こどもの人権に十分配慮するとともに、
こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と
虐待対応等の取り組みが行われているか。

- ◆保育所は、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、こどもの人権について理解する必要がある。
- ◆虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、
通告までの手順を作成し職員と共有すること。

虐待対応等の取り組み

- ◆こどもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候がある場合には、区市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。
- ◆虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順等について職員と共有し、一人一人の気づきを、子ども家庭支援センターへ確実に連絡していくこと。

<児童虐待が疑われる例>

子どもの身体的な状態把握

- ・低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良
- ・不自然な傷、あざ、骨折、火傷
- ・虫歯の多さ又は急な増加

子どもの情緒面や行動からの把握

- ・おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ
- ・極端な落ち着きのなさ
- ・激しい癇癪、泣きやすさ
- ・言葉の少なさ
- ・多動、不活発、攻撃的行動、
- ・衣類の着脱を嫌う様子
- ・食欲不振、拒食・過食

子どもの養育状態の把握

- ・不潔な服装や体で登園する
- ・不十分な歯磨きしかされていない
- ・予防接種や医療を受けていない

保護者や家族の状態把握

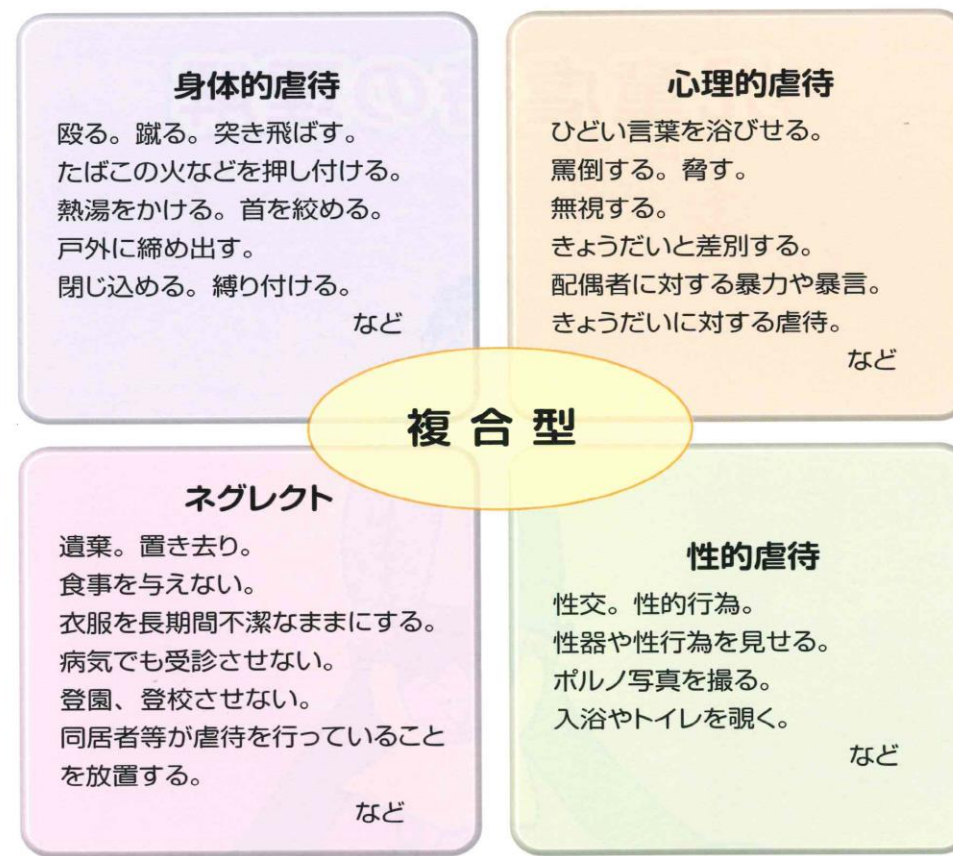
- ・子どものことを話たがらない
- ・子どもの心身について説明しようとししない態度
- ・子どもに対する拒否的態度
- ・過度に厳しいしつけ
- ・叱ることが多い
- ・理由のない欠席や早退
- ・不規則な登園時間

〔参考〕「保育所保育指針解説」 P299～P300

児童虐待防止法に規定されている4つの類型

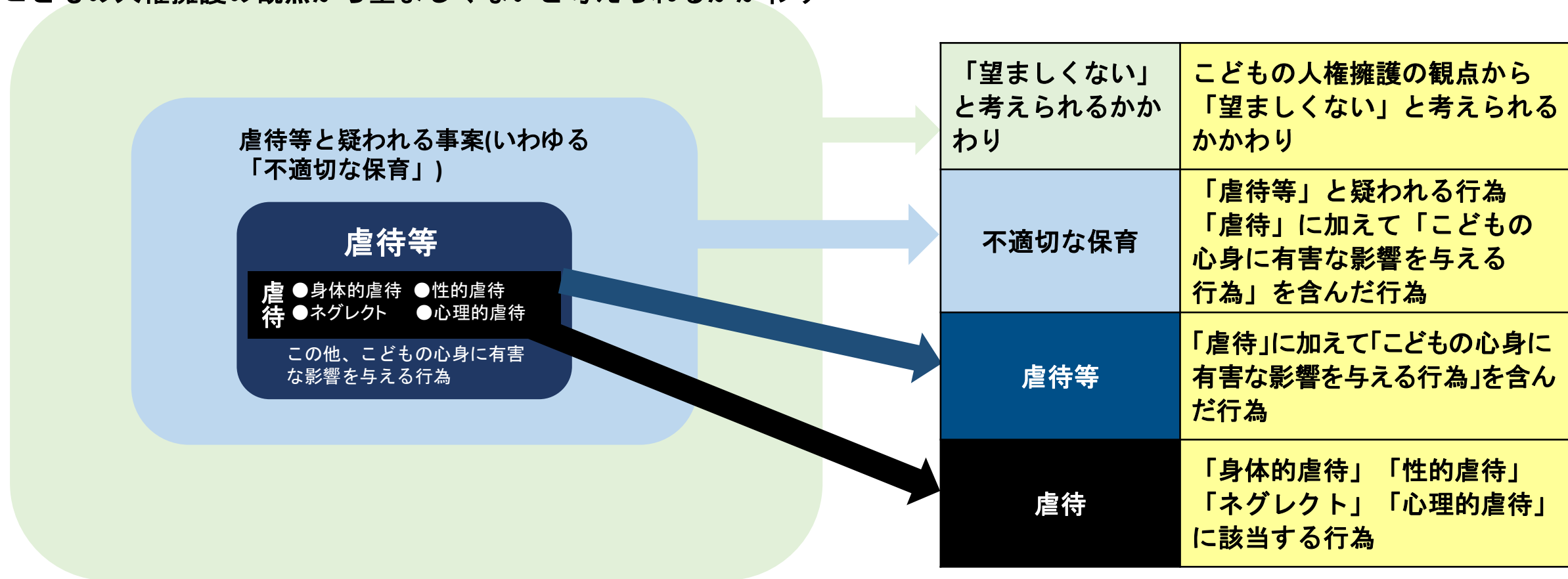
1 4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



〔参考〕「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 こども家庭庁

こども一人一人の人格を尊重した適切な保育の取り組み

- ◆保育士などは、保育所における保育という営みが、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、こどもの人権等について理解することが必要である。

～子どもを尊重する適切な保育を行うために～

人権擁護の観点から「良くない」と考えられるかかわりの例

①子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり

- ・朝、母親に抱かれて、なかなか離れられないこどもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。
- ・食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューを全て配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。
- ・自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して「おしっこでない」と訴えていても、トイレに行くように促す。

②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ

- ・寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友達の布団と離して敷いたりする。

③罰を与える・乱暴なかかわり

- ・並ぶ時などに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。

④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり

- ・「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち『全員』に発表してもらう。

⑤ 差別的な関わり

- ・寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。

不適切な保育を防ぐための保育所の役割

子どもの最善の利益を考慮した適切な保育を行う（そのために）

保育士に対する
教育・研修の実施

第三者評価等を
通じた
保育士の気づきの
促進

計画作成や
振り返りにおける
配慮

不適切な保育が
生じることのない
職場環境及び
職員体制の整備

不適切な保育に関する認識の共有のために

- 保育士一人一人が、子どもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有する。
- 認識を共有するための学びの機会を設ける。
- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、保育士同士で率直に話することができる場を設ける。

〔参考〕「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

重点項目

児童一人一人に応じた適切な保育の実施

保育所保育指針に準じて適切な保育（こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育）が行われているか。

- ◆全体的な計画は、児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利条約等と各保育所の保育方針を踏まえ、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくかを示すものである。

1 保育内容（１）保育の内容 ①

＊保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

調 査 内 容	評 価 事 項
○乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫しているか。 ○乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。 ・乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。 ・必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 ・沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。（乳児） ・外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。（幼児）	＊デイリープログラム等を作成すること。 ・保育日誌が作成されているか。 ・汚れた時の処置が適切か。 ・24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭が行われているか。 ＊外気浴の機会が適切に確保されていること。 ・週3回以下、週4回以上6回未満の機会になっていないか。 ＊屋外遊戯の機会が適切に確保されていること。 ・週3回以下、週4回以上6回未満の機会になっていないか。

〔根拠法令等〕「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

1 保育内容（１）保育の内容 ②

※保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

調 査 内 容	評 価 事 項
○漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 ○必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※テレビは含まない。	・テレビやビデオ等を見せ続けていないか。 ・一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっているか。 *遊具が備えられていること。 ・遊具につき、改善を要する点があるか。 ・年齢に応じた玩具が備えられているか、衛生面に問題があるか。 *大型遊具を備える場合は、安全性に問題のない大型遊具を備えること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5

1 保育内容（2）保育従事者の保育姿勢等

調 査 内 容	評 価 事 項
○乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 ○保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 ○乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 ○入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 外部研修等に参加しているか。 ・ 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めているか。 ・ 保育所保育指針の理解に努めているか。 ＊乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされていること。 ・ しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えていないか。 ・ ネグレクト、差別的処遇、言葉の暴力等を行っていないか。 ＊不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていること。 ・ 専門機関に対し適切な連絡に努めるなどの対応が不十分でないか。

〔根拠法令等〕「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

1 保育内容（3）保護者との連絡等

調 査 内 容	評 価 事 項
○(3歳未満児)（原則として連絡帳） 連絡帳は毎日記入されているか。 ※連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。 ○(3歳以上児)（口頭連絡でも可） 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。 ○緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。 ○保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	*3歳未満児は、児童の様子について保護者と連絡を取り合うこと。 ・連絡帳が作成されているか。 ・連絡状況が不十分でないか。 *3歳以上児は、児童の様子について保護者と連絡を取り合うこと。 （口頭連絡でも可） ・連絡状況が不十分でないか。 *緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備されていること。 ・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に適切に対応しているか。

重点項目

安全対策の徹底

食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

児童一人一人に応じた適切な保育の実施

食物アレルギー等を有することどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

2 給食（１）衛生管理の状況

調 査 内 容	評 価 事 項
○食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳瓶は使用することによく洗い、滅菌しているか。 ○調理室が清潔に保たれているか。 ○調理方法が衛生的であるか。 ○配膳が衛生的であるか。 ○食事時、食器類や哺乳ビン、児童や保育従事者の間で共用されていないか。 ○原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないように冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	*使用することによく洗うこと。 *十分な殺菌又は滅菌を行うこと。 *調理室が清潔に保たれていること。 *残飯等が放置されていないこと。 ・衛生的な配慮が不十分でないか。 ・食事時、食器類や哺乳ビン、児童や保育従事者の間で共用していないか。 *冷凍又は冷蔵設備等を備えること。 *その他食品の保存に関し、適切に行っていること。

【 営業の届出等】

集団給食（１回20食程度未満を除く。）の取り扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく届け出をする必要がある。（調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。）

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6

2 給食（2）食事内容等の状況

調 査 内 容	評 価 事 項
○乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 ○健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしているか。 ○[市販の弁当（仕出し弁当も含む。）等の場合]乳幼児に適した内容であるか。 ○乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 ○食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	＊乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していること。 ＊健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしていること。 ・乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患を含む。）等に配慮した食事内容になっているか。 ＊乳幼児に適した内容であること。 ＊乳児に対する配慮が適切に行われていること。 ＊一定期間の献立表を作成すること。 ・献立の内容が適切か。 ・献立に従った調理が適切に行われているか。

〔根拠法令等〕「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6

重点項目

児童一人一人に応じた適切な保育の実施
こどもの健康状態を適正に把握しているか。

- ◆一人一人のこどもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに、適切に対応すること。

3 健康管理・安全確保（１）乳幼児の健康状態の観察（２）乳幼児の発育チェック

調 査 内 容	評 価 事 項
○登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	*登園の際、十分な観察を行うこと。 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等の観察を行うこと。 ・保護者から乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けているか。
○降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。	*降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行うこと。 ・降園の際、乳幼児一人一人の健康状態を観察しているか。
○保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	*注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していること。
○身長及び体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	*基本的な発達チェックを行うこと。 ・基本的な発達チェックを毎月行っているか。

〔根拠法令等〕「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

3 健康管理・安全確保（3）乳幼児の健康診断

調 査 内 容	評 価 事 項
○入所(利用開始)時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所(利用開始)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。 ○1年に2回の健康診断が実施されているか。 (おおむね6月毎に実施) ※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子手帳の写し(おおむね6月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。 ○入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し全ての保育従事者への周知が行われているか。	＊入所(利用開始)時の健康診断を実施すること。 ※ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に健診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 ＊1年に2回の健康診断を実施すること。 ・1年に1回の実施になっていないか。 ・健康診断の未実施者がいないか。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がないか。 ※継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しているか。 ＊緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成すること。 ・職員への周知状況が徹底されているか。

〔根拠法令等〕「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

重点項目

安全対策の徹底

食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

◆食中毒等予防対策、感染症予防対策

3 健康管理・安全確保（４）職員の健康診断（５）医薬品の整備

調 査 内 容	評 価 事 項
○職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施しているか。 ○調理、調乳に携わる職員には、月１回検便を実施しているか。 ○必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類等	*職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施すること。 ・実施されているが、未実施者はいないか。 *調理、調乳に携わる職員は、月１回検便を実施すること。 ・月１回の検便が実施されている状況であるか。 ★POINT★ ・検便検査結果は、結果日で、その月の検便検査結果があるかを確認しています。（業者への提出が６月末で 検便検査結果日が７月初になっている場合は、７月の検便検査結果となります。） ・採用時は、事前に検便検査を実施しているかを確認しています。 ・退職月であっても、業務に従事している期間は、検便結果を確認しています。 *最低限必要な医薬品、医療品（体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類等）を備えていること。 ・整備内容が不十分でないか。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第１条
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表１ 「認可外保育施設指導監督基準」 ７

3 健康管理・安全確保（6）感染症

調 査 内 容	評 価 事 項
○感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 ○再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 ○歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	*かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示するなど適切に対応していること。 ・ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねていないか。 ・ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備するなど適切に対応しているか。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

重点項目

安全対策の徹底

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること。

3 健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の注意 ①

調 査 内 容	評 価 事 項
○睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 ○乳児を寝かせる場合は、仰向け寝に寝かせているか。 ※窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつ伏せ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 ○保育室では禁煙を厳守しているか。	*保育室に職員が在室しているなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払うこと。 *乳幼児突然死症候群に対する注意を払い、乳児を寝かせる場合は仰向けに寝かせること。 *保育室で喫煙はしないこと。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

3 健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の注意 ②

【乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止】

- ◆睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向け寝を徹底すること。
 - ・睡眠時の乳幼児の顔色をしっかりと確認できること。（照明、採光、布団等が顔にかぶっていないか。）
 - ・必ず大人が見ていること。こどもから目を離さない、こども全員が見える位置につく、死角を作らない。
 - ・日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等）
 - ・保育室内の禁煙を徹底する。
 - ・厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。

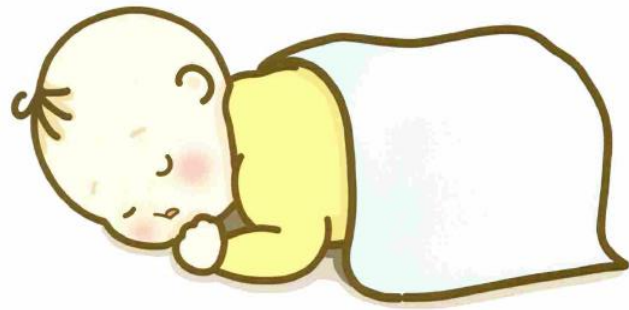
【睡眠チェックの記録】

- ・必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。
- ・0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔です。
- ・預けはじめの時期は特に注意してチェックしましょう。
- ・体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
- ・人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。

〔参考〕「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」

3 健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の注意 ③

- ◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。
うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



うつぶせ寝



仰向け寝



横向き寝

仰向け寝に直しましょう

重点項目

安全対策の徹底

プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、
その他保育中の事故防止対策に配慮しているか。

- ◆各施設で策定した安全計画に基づき、こどもの安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。

3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ①

調 査 内 容	評 価 事 項
○プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	*監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していること。

〔根拠法令等〕「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

★POINT★

立入調査では、監視者の記録を確認しています。

- プール・水遊びを行う場合は、監視者をたてている。
- 監視を行う者とプール・水遊び指導を行う者を分けて配置している。
- 監視者が明確にわかる（役割と担当者名）記録を作成している。
（プール日誌、保育日誌、日案等）

◆プールや水遊び時は、事故のリスクが高い場面です。

監視を行う者＝全体を見る
監視に専念する。



プール・水遊びの指導を行う者

重点項目

安全対策の徹底

保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
- ◆窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか等について保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。

3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ②

調 査 内 容	評 価 事 項
○児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	*誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行うこと。

【重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項】

- 職員は子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容を含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
 - ・りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食)完了期までは加熱して提供すること。ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。
 - ・汁物などの水分を適切に与えること。
 - ・食事中眠くなっていないか注意すること。

〔参照〕「教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について」

〔根拠法令等〕「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

★POINT★ 立入調査では、生活管理指導表等を確認しています。

- 医師の診断及び指示に基づき、関係する職員や保護者と連携して行っている。
- 食物アレルギーに関する保護者との面談や、除去食の献立について、**施設長が関与していること**がわかるようになっている。
- 生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えている。
 - 一年に1回以上、再提出
 - 配慮や管理が必要なアレルギーをもつこどもの把握と対応
 - 保護者との連携
 - 配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備
 - 配慮が不要（除去解除）になる書類の扱い、園内体制の整備
 - エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い
- 全園児を対象に、給食やおやつにアレルギー物品を含む食品(卵、小麦粉等)を一切提供していなくても、食物アレルギーをもつ子どもについては、「生活管理指導表」等を基に対応している。
- 緊急時・災害時等様々な状況を想定し、食物アレルギーをもつ子どもへの対応について、園内で共有している。

3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ③

調 査 内 容	評 価 事 項
○窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。 ○児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	*窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行うこと。 *保育従事者等による保育室内及び園庭内の点検を定期的実施すること。 *点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第 1 条
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表 1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

＊窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的の実施しましょう。

＜ケース①＞点検チェックを定期的の実施する間隔は決めておらず、誰かが気が付いた時や、その時の状況に応じて実施している。

※「定期的に」とは、**一定の間隔**で実施することを指します。**★POINT★**
どれぐらいの頻度で実施するのが適切なのか、施設全体で検討し、**定期的に点検チェックを実施**してください。

＜ケース②＞窒息事故につながらないように、こどもの降園後、消毒や清拭をしながら、玩具、小物等が破損等していないか確認はしているが、記録に残していない。

※定期的に点検チェックを実施していることや、何に基づいて点検したのかがわかるように、**★POINT★**
記録に残しておいてください。

＜ケース③＞窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等について、施設・事業所内で情報を共有したり、除去したりしていない。

※こどもの誤嚥につながる物や玩具(例:髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉、石等)を除去すること、保育室内の整理整頓をすること、こどもの動線に配慮した環境を設定し、死角をつくらないことなど
★POINT★
安全管理に対する取り組みについて**職員間で情報の共有を図り、事故防止に努めてください。**



立入調査では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、
定期的に点検していることがわかるもの（例:点検チェック表）を確認しています。

- 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置いていない。
- 保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っている。
- 定期的に点検していることがわかるものがある。
- 問題のある玩具や用具の改善を行い、職員に周知し、情報を共有している。

重点項目

安全対策の徹底

事故発生時の対応等が適切に行われているか。

プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、
その他保育中の事故防止対策に配慮しているか。

- ◆各施設で策定した安全計画に基づき、こどもの安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。

3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ④

調 査 内 容	評 価 事 項
○賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。 ○事故発生時には、速やかに当該事実を東京都に報告しているか。 ※ 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項別記第5号様式により報告を行うこと。	※賠償責任保険に加入するなど、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えられていること。 ※速やかに当該事実を東京都に報告すること。 ※保育時に発生した見失い、置き去り等は、重大な事故にあたるため、東京都に報告が必要な重大事故に加え、園外活動等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案も都に報告すること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

3 健康管理・安全確保（8）安全確保 ⑤

調 査 内 容	評 価 事 項
○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ○死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 ○園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。	*事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録をすること。 *死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。 *園外保育時に複数の保育従事者が対応すること。 ★POINT★ 帰園後は、見落とし防止等の観点から、引率者以外の職員が人数確認をしてください。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

4 備える帳簿

＜確認する書類＞
デイリープログラム
保育日誌
連絡帳（3歳未満児）
緊急連絡表
献立表（補食献立も含む）
児童の発育チェックの記録（身体計測の記録）
調理、調乳従事者の検便検査結果
児童健康診断記録
児童票（氏名、生年月日、健康状態）、在籍記録等

日頃から、備えられているか、点検してください。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 9